

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月7日（平成29年（行個）諮問第24号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行個）答申第20号）

事件名：本人に係る公務災害発生報告書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

公務災害発生報告書（特定文書番号。特定年月日）（以下「公務災害発生報告書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年5月12日付け防人給第9470号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

訂正しないこととした理由において、公務災害発生報告書に添付した診断書に記載した傷病名を正確に転記したとしていますが、診断書自体に誤りがあれば、転記した内容も同様に真正でないこととなります。

当時の報告書を作成した特定艦長も、診断書に訂正があれば鵜呑みにせず、内容を特定病院Aに確認したはずであります。

まして、特定医師と違った氏名の押印がされている事を考えますと当然にこの件を照会したと思われます。

また、本人は特定年月aに転院し、特定年月bから特定病院Bにて入院治療しており、この記録が傷病名第4腰椎々間板ヘルニアとなっていることを考えますと、そもそも診断書の内容そのものが疑わしいものであります。

（2）意見書

審査請求人から、平成29年3月10日付け（同月14日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件訂正請求は、平成28年2月18日付け防人給第2555号により開示した文書のうち公務災害発生報告書について傷病名外傷性椎間板症を腰椎々間板ヘルニアと訂正するよう求めるものであり、本件訂正請求に該当する箇所について確認した結果、本件訂正請求に理由があると認められなかったことから、法30条2項の規定に基づき、平成28年5月12日付け防人給第9470号により不訂正決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して審査請求がされたものである。

2 不訂正とした理由について

「公務災害発生報告書中の傷病名外傷性椎間板症を腰椎々間板ヘルニアに訂正せよ。」との訂正請求について、公務災害発生報告書のかがみ、意見書及び災害発生前の健康管理記録の写に記載されている傷病名は、審査請求人が民間病院において受診し、同病院が作成した診断書に記載されている傷病名を転記したものであり、また同診断書は民間病院が発行した文書であることから防衛省においてこれを訂正することはできず、当該訂正請求に理由があるとは認められないため、不訂正としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「訂正しないこととした理由において、公務災害発生報告書に添付した診断書に記載した傷病名を正確に転記したとしていますが、診断書自体に誤りがあれば、転記した内容も同様に真正でない事となります。」などとして原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり本件訂正請求に理由があると認められなかったことから、原処分を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年2月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月14日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年4月13日 | 審議 |
| ⑤ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求等について

本件訂正請求は、公務災害発生報告書に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部について訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、訂正請求どおり訂正するよう求めるが、諮

問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

ア 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

イ また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）につき、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、行政機関の長に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 次に、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するか否かを検討する。

審査請求人は、本件訂正請求において、公務災害発生報告書のうち本体並びに添付書類である意見書及び災害発生前の健康管理記録の写に記録されている「傷病名」について、「腰椎椎間板ヘルニア」と訂正するよう求めている。

当審査会において確認したところ、公務災害発生報告書のうち本体の「災害の内容」の「傷病名」欄並びに添付書類である意見書及び災害発生前の健康管理記録の写の「傷病名」欄には「外傷性椎間板症」と記録されており、本件訂正請求は当該記録の内容の訂正を求めるものと解されるところ、当該記録の内容は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、公務災害

発生報告書に添付された診断書の傷病名が訂正されており、また、他の病院の診断による傷病名が当該診断書記載の傷病名と異なっているとした上で、当該診断書の内容は疑わしいものである旨主張するが、当該診断書記載の傷病名が誤りであると認めるに足りる根拠は示していない。

なお、当審査会において、諮問庁から上記第3の2の診断書の提示を受けて確認したところ、これは、民間病院である特定病院Aが作成し、公務災害発生報告書に添付された診断書であり、病名として「外傷性椎間板症」との記載があることが認められ、確かに、審査請求人が審査請求書で主張するとおり、当該診断書記載の傷病名が「外傷性椎間板症」に訂正されてはいるものの、これについては訂正印が押されていることが認められる。そうすると、上記2（2）イの公務災害発生報告書の「傷病名」欄に記録されている「外傷性椎間板症」は、民間病院が作成、発行し、公務災害発生報告書の添付書類とされた診断書に記載されている傷病名を転記したものであるという諮問庁の上記第3の2の説明を疑うべき特段の事情があるとはいえない。

以上によれば、本件訂正請求は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子